



2023年1月25日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 オ ー ビ ス
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 中 浜 勇 治
(コード番号 : 7 8 2 7 東 証 ス タ ン ダ ー ド)
問 合 せ 先 取 締 役 経 理 部 長 井 上 清 輝
電 話 番 号 0 8 4 - 9 3 4 - 2 6 2 1
(U R L <https://www.orvis.co.jp>)

(訂正) 定款一部変更に関するお知らせの一部訂正について

当社が2022年12月13日に公表いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」の記載事項に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正内容をお知らせいたします。

記

1. 訂正箇所

(別紙) 定款変更の内容 変更案

2. 訂正内容

訂正箇所は下線を付しております。

訂正前	訂正後
<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当</u>会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 <u>当</u>会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとするができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 <u>当</u>社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 <u>当</u>社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとするができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。</p> <p>2 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以上